

# 握りつぶされた日本政府の原爆投下抗議電

「史実を世界に発信する会」事務局長 茂木弘道

一、昭和二〇年八月六日、米軍機による広島への原爆投下が行なわれた。日本政府は米大統領声明、被害状況を検討し、八月一〇日に厳重な抗議の電文を中立国スイスを通じてアメリカ政府へ送付した。一日付けでこの電報を受領したことが記録されている。しかし、アメリカ政府は痛いところを突かれたこの抗議電を放つて置いた挙句、一ヶ月以上たった九月二四日に国務・陸軍・海軍の三省会議で「これに対して全く何の表明もしないこと」を正式決定したのである。

二、

「… 広島市は何ら特殊の軍事的防備ないし施設を施していない普通の一地方都市であつて、同市全体として一の軍事目標を有するものではない。…」

そもそも交戦者は害敵手段の選択に無制限の権利を有するものではないこと、及び不必要な苦痛を与えるような兵器、投射物その他の物質を使用すべからざること、戦時国際法の根本原理であつて、それぞれ陸戦の法規慣例に関する条約付属書、陸戦の法規慣例に関する規則第二二条および第二三条（ホ）号に明記されているところである。

… 米国が今回使用した本件爆弾は、その性能の無差別かつ残酷性において、従来かかる性能を有するが故に使用を禁止されている毒ガスその他兵器をはるかに凌駕している。

… 米国は国際法および人道の根本原理を無視して、すでに広範囲にわたり、帝国の諸都市に対して無差別爆撃を実施してきた。…

而して今や新奇にして且つ従来の如何なる兵器、投射物にも比しえない無差別性、残酷性を有する本件爆弾を使用したのは、人類文化に対する新たな罪悪である。…」

三、

まさにグーの音も出ない正論である。アメリカ政府は黙殺しか手がなかったのだ。原爆は残虐兵器であることは確かだが、戦争を早く終わらせ、多くのアメリカ兵の生命を救うためにやむをえなかった、などという子供以下の妄論は、全てこの抗議文で論破されている。そもそも毒ガスなど残虐兵器が使われるようになったのは、戦争を早く終わらせ、自国兵士の生命損害を少なくしようという目的のためである。しかし国際法はこういう残虐兵器の使用を禁じているのである。戦争を早く終わらせるためなら許される、などという事は原理的にもありえないことなのである。

四、

こうした国際法の原則に無知であつたのが久間防衛大臣であつたということは恐ろしいことである。外国の攻撃から日本を防衛する際、国際法こそが防衛行動の基礎となるからである。さらにもう一つの無知、それは日本の歴史にかかわる問題である。戦前の日本政府は、国際法に則った正々堂々の戦いをしていたということに対する無知である。この抗議文の存在を知っていたら、原爆投下がやむをえなかったなどと馬鹿を言うはずがなかったであろうに。